

20 雇用保険被保険者からの雇用保険料の控除方法

雇用保険の被保険者が負担すべき雇用保険料額は、被保険者の賃金総額（総支給額）に被保険者負担分雇用保険料率を乗じて算定し、算定の結果、1円未満の端数が生じたときは、その端数の取扱いは以下のとおりとなります。

- ① 被保険者負担分を賃金から源泉控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭1厘以上の場合は切り上げとなります。
- ② 被保険者負担分を被保険者が事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げとなります。

例) 賃金255,940円×5.5/1,000 = 1,407.67 → 1,408円 (被保険者負担分)

注) ただし、慣習的な取扱い等の特約がある場合には、この限りではありません。

21 年度更新よくある質問

Q 1. 年度更新に必要な様式はホームページからダウンロードできますか？

A. 一部の様式は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。それ以外の様式は電子申請をご利用いただくか、最寄りの労働基準監督署または労働局で入手してください。

(下記URLもしくは右のQRコード、または「主要様式ダウンロードコーナー (労働保険適用・徴収関係主要様式)」で検索してください。)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudouhoken.html



Q 2. 第2種特別加入保険料(一人親方等)の申告に関する用紙は、ホームページからダウンロードできますか？

A. 「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」は厚生労働省ホームページから(URLはQ1の回答に記載しているものと同じです。)ダウンロードできます。また、事業場を管轄する都道府県労働局より送付されていた用紙及び記入要領がある場合等は、当該管轄労働局へご確認ください。

Q 3. 保険料(一般拠出金)の計算をしたら小数点以下が発生しました。切り捨てですか、切り上げですか？

A. 切り捨てになります。

なお、労災保険と雇用保険の算定基礎額が同額の場合は、別々に計算して切り捨てるのではなく、両保険の算定基礎額を両保険の料率の合計に乘じ、その後切り捨ててください。(記入例4 (P.27)をご参照ください。)

- Q 4. 令和7年度概算保険料だけでは40万円に満たないのですが、令和6年度確定保険料の不足額と合計すると40万円以上となります。この場合、延納はできますか？
- A. 延納することはできません。(概算保険料のみで40万円以上の場合が延納可能となります。)
- Q 5. 事業場の所在地を移転[事業場の名称を変更]しましたが、申告書の㉘(事業)、㉙(事業主)の欄には新旧どちらを記入したらいいのですか？
- また、領収済通知書(納付書)に印書されているものは訂正していいのですか？
- A. 申告書の㉘(事業)、㉙(事業主)の欄には移転先の新しい所在地[変更後の新しい名称]をご記入ください。領収済通知書(納付書)については訂正せずそのまま使用してください。
- なお、変更があった場合は労働基準監督署へ「労働保険名称、所在地等変更届」、公共職業安定所(ハローワーク)へ「雇用保険事業主事業所各種変更届」をそれぞれご提出ください。
- Q 6. 申告書を間違えて記入してしまいました。どうしたらいいのですか？
- A. 領収済通知書(納付書)以外であれば訂正できます(Q7参照)ので、訂正後の数字(文字)がわかるように書き直してください(P.4参照)。訂正印は不要です。
- Q 7. 領収済通知書(納付書)の納付額を間違えて記入してしまいました。どうしたらいいのですか？
- A. 訂正された領収済通知書(納付書)を使用することはできませんので、必ず新しいものを使用してください。
- 領収済通知書(納付書)は最寄りの労働基準監督署、労働局に用意してあります。(他の都道府県の領収済通知書(納付書)は使用できませんのでご注意ください。)
- Q 8. 申告書と領収済通知書(納付書)を切り離してしまいました。どうしたらいいのですか？
- A. 申告書のみを管轄の労働基準監督署または労働局にご提出いただき(郵送でも可)、領収済通知書(納付書)は、お近くの金融機関で納付してください。
- Q 9. 領収済通知書(納付書)をペイジー(Pay-easy)で納付することはできますか？
- A. 一部金融機関を除き、納付できます。(対象の有無は事前に金融機関にご確認ください。)
- Q 10. 申告・納付は日本銀行でしかできないのですか？
- A. ほとんどの金融機関(郵便局を含む)が日本銀行の歳入代理店になっておりますので、お近くの金融機関で申告・納付を行ってください。
- Q 11. 納付金額がないとき、申告書の提出はどうしたらいいのですか？
- A. 申告書のみを管轄の労働基準監督署または労働局にご提出ください(郵送でも可)。
- Q 12. 申告書の控えに労働基準監督署または労働局の受付印が必要な場合はどうしたらいいのですか？
- A. 申告書と領収済通知書(納付書)を切り離して、申告書のみを直接労働基準監督署または労働局に提出してください(郵送で提出する場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください)。領収済通知書(納付書)は、保険料の納付とあわせて金融機関に提出してください。金融機関に申告書を提出しますと、押印はできませんのでご注意ください。

- Q13. 確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表は申告書と一緒に提出するのですか？
- A. 提出の必要はありませんが、申告書の控えと併せて保管してください。
- Q14. 還付額が出るときはどうしたらいいのですか？
- A. 申告書の提出だけでは還付されませんので、必ず「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を管轄の労働基準監督署または労働局にご提出ください(P.33参照)。還付請求には時効がありますので、ご注意ください。
- Q15. 会社の事業内容が大きく変わりました。申告書はどうすればいいのですか？
- A. 業種の変更があった場合には、「労働保険名称、所在地等変更届」の提出が必要です。管轄の労働局または労働基準監督署へお問い合わせください。
- Q16. 令和7年3月31日以前に事業を廃止しました。申告書の提出は必要ですか？
- A. 申告書の提出は必要です。事業を廃止した日までの確定保険料を申告してください(P.29参照)。
また、昨年度中に事業を廃止した場合は、口座振替の対象になりませんのでご注意ください。
- Q17. 令和7年4月以降に事業を廃止することが確定しておりますが、概算保険料の算定基礎額はどのように記入したらいいのですか？
- A. 廃止する期間までに支払うことが予定される賃金総額の見込額を記入してください。また、廃止後に令和7年度確定保険料の申告が必要となります。
- Q18. 特別加入者の給付基礎日額を変更したい場合には、いつ手続きを行えばいいのでしょうか？
- A. 特別加入者の当年度の給付基礎日額を変更する場合には、年度更新期間中に変更申請をしてください。ただし、当該期間中に変更申請を行っても、変更申請した日以前に労働災害が発生している場合は、当年度の給付基礎日額の変更は認められません。
なお、翌年度の給付基礎日額については、3月2日から3月31日の間に変更申請することもできます。
- Q19. 申告内容について、調査を行うことはあるのでしょうか？
- A. 毎年、労働基準監督署または労働局の職員が調査を行っています。また、調査においては源泉徴収簿等の関係書類を確認します。
なお、申告内容に誤りがあり不足額があると判明した場合には、不足額と併せて不足額の10%を追徴金として徴収することとなります。
- Q20. 申告内容について民間事業者から問い合わせがありました。
- A. 申告書の内容について、厚生労働省が外部委託した事業者より照会をさせていただく場合があります。事業者名については、同封のリーフレットをご覧ください。